

# 経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	2
【議案第8号】矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について	2
【閉会中の継続審査の申出】	4
【委員長報告】	4
【その他】	5
【閉会】	5

## 1 日 時

平成30年6月6日(水) 午前11時30分(開会)～11時48分(閉会)

## 2 場 所 第2委員会室

## 3 出席委員(8名)

委員長 伊藤幹夫

副委員長 小林勇治

委員 高瀬由子、櫻井恵二、宮本妙子

今井勝巳、大島文男、大貫雄二

## 4 欠席委員 なし

## 5 説明員(16名)

### (1) 建設課(2人)

①建設課長 塚原延欣 ②維持担当 江連康一

### (2) 都市整備課(1人)

①都市整備課長 和田理男

### (3) 農林課(2人)

①農林課長 小野寺良夫 ②地籍調査班長 黒田禎

### (4) 商工観光課(1人)

①商工観光課長 村上治良

### (5) 教育総務課(1人)

①教育総務課長 高沢いづみ

### (6) 生涯学習課(6人)

①生涯学習課長 山口武

②スポーツ推進班長 星哲也

③矢板公民館長 田城博子

④泉公民館長 駒野和代

⑤片岡公民館長 塚原明

⑥担当主幹 藤田範行

(7) 農業委員会事務局（1人）

①事務局長 大谷津敏美智

(8) 水道課（1人）

①水道課長 津久井保

(9) 下水道課（1人）

①下水道課長 斎藤正樹

6 欠席説明員 なし

7 担当書記 高瀬稔子

8 付議事件

【議案第8号】 矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について

9 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長（伊藤幹夫） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているので会議は成立している。ただいまから経済建設文教常任委員会を開会する。 (11:30)

○委員長 これより議事に入る。本委員会に付託された案件は、

【議案第8号】 矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正についての1件である。

【議案第8号】

○委員長 はじめに、「議案第8号 矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○スポーツ推進班長（星哲也）

（「提出議案説明書」3頁を朗読。「議案書」44頁を朗読、詳細について「議案書」45頁から57頁により説明。）

今回の改正は、現行では、体育施設の中で片岡運動場、片岡運動広場、泉運動場及び矢板運動公園プールのみ指定管理者に管理を行わせる施設としていたものを、全体育施設の管理について市が直接管理するか、指定管理者による管理をするか、弾力的に運用を行うため、指定管理者による管理の規定である第14条を改正するもので、第14条の改正に関連し、前後の条文の改正を行うもので、合わせて例規の整備を行うものである。

目次については、改正により条数が圧縮されるため整理する。

第1条については、語句の整理である。

第2条第1項については、今後の条例改正に対応しやすくするため、各体育施設に番号を付番し、「グラウンド」を「グラウンド」に改め、第2項については、矢板運動公園内の各施設について、付番し整理するものである。

第3条第1項については、後から詳しく表の説明をするが、使用期間、使用時間を一つの表にまとめて整理し、その変更については教育委員会が行うものである。

第4条については、休館及び休場の語句の整理と、原則の休館日等を第1項に、例外の臨時休館日等を第2項に規定する。

第2章の名称変更については、章の内容から適切なものに改正するものである。

第5条については、第3条で略称規定したための改正である。

第6条については、見出しの「使用許可」を「使用の許可」に、「一に」を近年の新聞の表現である「いずれかに」に改め、各号に「認めたとき」との表記があることから「と認められる」を削るものである。

第7条については、第1項は第6条と同様の語句の改正で、第2項は例規の整備を行うものである。

第8条については、例規の整備である。

第9条については、直接の管理を行う体育施設と、指定管理による管理を行う体育施設の使用表を整理統合したことによる用語の改正である。

第10条から第12条までについては、他の条文との統一と、用語の修正である。

第14条については、今回の改正の主要な部分である。現行では、体育施設の中で片岡運動場、片岡運動広場、泉運動場及び矢板運動公園プールのみ指定管理者に管理を行わせる施設としていたものを、柔軟に対応するため、先ほどの4施設だけでなく、全体育施設を対象とし、表記を「指定管理者による管理を行わせるものとする。」としていたものを、「指定管理者による管理を行わせることができる。」とし、体育施設の管理を直営でおこなうか、指定化管理者に行わせるかを状況に応じて検討できるようにするものである。

第15条については、指定管理者の行う管理の業務範囲の用語の整理である。

第16条については、現行では、第1章総則の次に、第2章市長による管理が第5条から第13条まで、第3章指定管理者による管理が第14条から第25条までになっている。第1章と第2章は、市の直営の管理か、指定管理者の管理かの違いはあるが、使用の許可や料金等がほぼ同様の内容である。つまり、市長による管理で条文を掲げたものを、再度、指定管理者による管理のところで同じような条文を掲げるというものである。それを条項で記するのではなく、48頁から51頁までの表で読みかえるものである。表の中で指定管理者の管理の場合は、「使用」を「利用」に、使用の許可と管理者の裁量が動く部分に関しては、市または教育委員会の承認を得るという旨の内容になっている。

第17条から第24条までについては、第16条の読みかえ規定を整理したため、現行の条文が不用となるため削除するものである。

第25条については、用語の整理と条の繰り上げである。

第26条については、条の繰り上げである。

別表については第9条関係で、直接の管理を行う体育施設 別表第1 と、指定管理による管理を行う体育施設 別表第2 を整理統合するものである。指定管理者の管理の場合の「使用」を「利用」への字句の変更については、読みかえで対応する。

なお、表の体裁が大幅に変更となっているが、使用料の額の変更はない。

附則は、施行期日と経過措置の規定である。

○委員長 これより議案第8号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第8号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決された。

#### 【閉会中の継続審査の申出】

○委員長 次に、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題とする。事務局の説明を求める。

○事務局 別紙「閉会中の継続審査の申し出について」(案)をご覧ください。これは、常任委員会の行政視察で調査を行うにあたり、本会議閉会中においても継続して調査が行えるようにするための申し出である。

裏面をご覧ください。

(経済建設文教常任委員会の所管事務説明)

以上の審査事件について、継続審査の申し出を行おうとするものである。

なお、申し出は各常任委員会委員長の連名で行うのが例となっていることを申し添える。

○委員長 これより採決する。閉会中の継続審査の申し出については、別紙継続審査の申し出のとおりとすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、別紙の経済建設文教常任委員会に係る閉会中の継続審査事件一覧表に記載のある審査事件について、継続審査とすることに決定した。

#### 【委員長報告】

○委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【その他】

○委員長 矢板高校生からの要望についてを議題とする。暫時休憩する。矢板高校からの要望について、12の要望があった。この経済建設常任委員会に関係するものは、1の商工観光課に関するもの。

暫時休憩する。 (11:42)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11:45)

先ほど、議題と申し上げたが、その他ということで訂正させていただく。

○大貫委員 手元の資料を見ているが、この常任委員会に関係するものはどれか。

○委員長 (資料)1番、5番、7番から11番である。

○大貫委員 高校生からの要望、意見等いただいているが、矢板市の課題も含まれているので、当局にこのことの内容をお知らせし、鋭意、研究し、対処してもらえるような形で今後進めてもらいたい。

○大島委員 ここでどうこうではなく、こういう高校生からの要望が出たと、それに対して、常任委員会としてもこの意見を参考に当局へ要望として出していくということでしょうか。

○委員長 暫時休憩する。 (11:46)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11:47)

○櫻井委員 今回は、矢板高校、この後、中央高校、東高校と続くので、すべてが終わってからという事ではどうなのか。

○委員長 個別に対応したい。

○櫻井委員 回答するのか。

○委員長 当局に伝えましたという事を回答したい。回答となると、審議することが必要になるので、担当所管に伝えましたということにとどめたい。ほかに意見はあるか。

(なし)

○委員長 高校生からの要望があったことについて担当所管にお伝えするので、検討をお願いする。

【閉会】

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。 (11:48)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

平成 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長